



かながわ

議会だより

鎌倉市議会

〒248-8686 鎌倉市御成町18番10号
電話：0467(23)3000 内線 2448 FAX：0467(23)5825

鎌倉市議会ホームページ…………… [鎌倉市議会](#)

編集発行：鎌倉市議会広報委員会

平成25年12月定例会（12月4日～24日）

第3次鎌倉市総合計画第3期基本計画の策定議案等を可決

○定例会の概要

- ・今定例会では、16名の議員が一般質問を行いました。
- ・当初、会期を12月19日までとしましたが、常任委員会の審査に時間を要したため、会期を12月24日まで延長しました。
- ・市長提出議案として、条例関係議案6件、補正予算議案2件、その他議案10件を可決、監査委員（新任）及び固定資産評価審査委員（再任）の人事議案4件に同意、常勤特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定議案を継続審査としました。
- ・第3次鎌倉市総合計画第3期基本計画の策定議案について、委員会修正案が提出されましたが否決となり、原案が可決されました。
- ・議員提出議案として、「市民の請願・陳情権を守ることを確認することに関する決議について」及び意見書2件を可決し、陳情2件を採択しました。

○定例会の主な動き

本会議(12/4～10)……………	一般質問、議案上程、採決	(2～4面)
各常任委員会等(12/11～20)……………	議案・陳情審査等	(4面)
本会議(12/19、24)……………	委員長報告、議案上程、採決	(3・4面)

鎌倉市議会ってどんなところ? vol.7

市議会では、議会基本条例の制定に向けた集中的な議論を進めていくため、議会基本条例の制定に関する調査特別委員会（以下「特別委員会」という。）を設置しています。

特別委員会の設置までの経過

地方議会のあり方が問われている中、鎌倉市議会では、前任期に、「議会基本条例の策定に関する調査特別委員会」を設置し、議会・議員の活動原則、市民と議会の関係、議員定数等といった議会の根幹事項についての調査・研究を重ね、議会基本条例の素案（案）を取りまとめました。この成果を受け継ぎ、条例制定に向けた特別委員会を平成25年10月3日に設置しました。



特別委員会の委員

議会基本条例とは

地方分権の時代にふさわしい議会の役割や、議員は何をすべきでどう動くべきのかなど、市議会の活動をより活発化し、充実させていくことで、情報公開及び市民参画を基本とする公正で民主的な市政の発展に寄与しようとするための条例です。

議会基本条例の制定に向けて

特別委員会では、平成26年12月を目途に条例の制定を目指すことを確認しましたが、制定までの期間が短いことから、審査をより効率的にするため、二つの小委員会を設け、条例の制定に向けて準備を進めています。（左下を参照）

パブリックコメント小委員会

パブリックコメント小委員会では、市民の皆さんのご意見を議会基本条例に生かすことを目的に、市民意見聴取会（オープンミーティング）の準備及び実施、パブリックコメントの実施などを担当しています。



逐条小委員会

逐条小委員会では、前任期で取りまとめられた議会基本条例の素案（案）の解釈についての整理及び議会報告会（試行）の準備を担当しています。



議員と語ろう！オープンミーティング

議会基本条例の制定に向けて、市民の皆さんから「市民と議会の関係」を中心としたご意見を伺うため、市内5地域で下記のとおりオープンミーティングを開催します。

多くの市民の皆さんの意見を生かしていくことが開かれた議会への第一歩と考えておりますので、ぜひご来場いただき、ご意見をお聞かせください！

各会場の設営を行う関係上、できればご希望会場と来場人数を鎌倉市議会（電話23-3000内線2448）までお知らせください。当日参加も大歓迎です！



2/1
(土)

腰越会場 10～12時	腰越行政センター第3集会室
深沢会場 14～16時	深沢行政センター第2集会室
玉縄会場 18～20時	玉縄行政センター第4集会室

※3会場とも駐車スペースに限りがあります。公共交通機関をご利用ください。

2/2
(日)

大船会場 10～12時 大船消防署・講堂

※大船消防署には駐車スペースがありません。公共交通機関をご利用ください。

鎌倉会場 14～16時 市役所議会全員協議会室（本庁舎2階）

※当日は市役所駐車場が市民駐車場となるため、ご利用は有料となります。

一般質問

一般質問とは、市の事務や市が抱える課題等について市長などにたずねるもので、12月定例会では16名の議員が一般質問を行いました。ここでは広報委員会で、事項別に整理した一部の内容を掲載しています。

一般質問の全文は、2月中旬作成予定の本会議録を図書館や鎌倉市議会ホームページ内「会議録検索システム」でご覧ください。

松中 健治	「市長の政治姿勢関連他」
小野田康成	「空き家対策について」「指定管理者制度について」「コスト削減と法令遵守について」
西岡 幸子	「データヘルス」の取り組みについて
岡田 和則	「各会計決算等審査意見書における監査委員の意見に対するとり扱いについて」「食堂の設置について」「大船駅東口・笠間駅前景観について」「関谷・城廻の開発計画における生産緑地活用は是非とその後について」「その他（政治姿勢について）」
吉岡 和江	「ごみ問題について」「26年度予算編成方針について」
渡辺 隆	「鎌倉市の将来について」
中澤 克之	「防災等について」「子供たちの環境等について」「公契約等について」
高橋 浩司	「廃棄物処理の諸問題について」
前川 綾子	「子育て・教育の諸課題について」
保坂 令子	「民間事業者からの企画の提案について」「津波対策について」「がけ地対策について」「大規模造成地の調査について」「災害時要援護者対策等、コミュニティの共助に係る施策について」「危機管理について」「廃棄物と資源物の処理について」「深沢地域国鉄跡地周辺総合整備事業について」
長嶋 竜弘	「教育環境・条件整備について」「安心・安全なくらしを守るために」
納所 輝次	「ふるさと雇用補助金関連」
竹田 裕一	「子ども・子育て支援新制度に向けて」「障がい福祉サービス等利用計画について」
渡邊 昌一郎	「空家の管理と活用について」「ごみ処理問題等、市長の政治姿勢について」
三宅 真里	「市長の政治姿勢等について」「鎌倉市の観光と都市交流」
上島 寛弘	「職員の労務管理責任」「施設管理の在り方」

契約のあり方

本市における随意契約のあり方について、次のような質問が行われました。

質問：随意契約の定義とは。

市民活動部長：地方公共団体が競争入札の方法によることなく任意に特定の者を選定し、その者と売買、貸借、請負その他の契約を締結することと認識している。

質問：本市の随意契約の手続きについて教えてください。

総務部長：随意契約は特定の者を選定するため、非常に気を遣うべきものである。そのため、契約予定金額が一定基準額を超える場合は、各部が契約検査課と書面で事前協議を行っている。その結果、承認された場合

は、価格等を検証の上、本市にとって有利と考えられる事業者と契約することになる。

質問：随意契約の場合、価格交渉は行っているか。

同部長：競争入札と違い、価格交渉ができるのが随意契約のメリットともいえる。価格の検証という意味でも推奨している。

質問：随意契約であっても可能な限り競争原理を働かせるべきという考えについていかがか。

同部長：価格の決定について、複数の業者がある場合は競争させる考え方でいる。

質問：本市において契約実績のない全くの新規事業者

1者を特定し、随意契約の相手先としていることに疑問を感じないか。

同部長：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に規定される、その性質又は目的が競争入札に適さないという部分に悩むところである。他と競争させられないか議論し、どこまで調査するかにかかっている。

質問：民間事業者から市長に、本市の事業について企画提案があった場合、どう取り扱うか。

市長：それが本市の課題解決に資すると判断されれば、担当にその先の検討を指示する。

質問：寄せられた企画提案を採用する場合は、透明性、公正性、競争性が求められる、何よりも本市にとって

深沢地域国鉄跡地の整備事業

本市における深沢地域国鉄跡地周辺総合整備事業について、次のような質問が行われました。

質問：深沢地域国鉄跡地周辺について、市は第3の拠点の形成を目指しているというがどのようなものか。

拠点整備部長：市民等と時間をかけて協議・検討を重ねてきた結果、まちづくりの方向性として、ウエルネス（※）をテーマに据えて、施設づくりや環境づくりにおいて、常に健康社会の実現を意識するまちづくりを進めていくこととしている。

質問：先の市長選挙で、市長は総合体育館の整備を公約としていたが、具体的にどう実現しようとしているか。

市長：民間事業者からの提案については、広く門戸を開いておく必要があると考えているが、コンプライアンスを大前提として、十分な配慮をもって進めている。

質問：企画提案を持ち込んだ会社に有利とならないような手法を担保するため、どのような姿勢で取り組んでいるのか。

総務部長：民間提案に対して、これまでもプロポーザル方式（※）など適切な処理ができるよう取り組んできた。今後もより適切な仕組みとなるよう改善していきたい。

のか。

市長：本市では、スポーツができる環境が、他市と比較しても十分ではないため、何としても整備を実現していきたい。また、各種スポーツ団体からも整備の要望がある。今後、地元、関係団体等と協議しながら、公共施設再編計画との整合性を図り進めていきたい。

質問：土地利用計画案では、当該事業区域内に看護系大学の誘致とともに、大学と連携した体育施設も複合的に整備していくとあるが、その必要性は。

拠点整備部長：土地利用のコンセプトを健康生活拠点・深沢とし、象徴する機能として医療福祉系大学を候補

に挙げており、大学と連携するスポーツ医療やリハビリ施設など多様な機能の参入も期待できることから、総合的・複合的なサービスの実現を目指したい。

質問：藤沢市村岡地区の新駅構想の進捗状況はどうなっているか。

同部長：藤沢市では、市民参画により同地区整備計画（案）を策定し、関係機関と協議を行うとともに、新駅の効果や規模、事業費等を検討している。並行して、県、藤沢市、JR東日本及び本市で連絡協議会を開催しており、JR東日本からは、正式に新駅設置の意思表示はされていないが、できる限り協力をすると意向が示されている。

質問：当該事業の防災機能のあり方についてはどのようなことを考えているか。

同部長：まちづくりガイドライン（案）において、公園に災害トイレや備蓄倉庫、防災井戸など施設を設置等を盛り込んでいる。当該事業の公園等整備でも災害時の避難場所や救援活動の拠

点としての機能等について、関係課、町内会等と連携調整を行っていきたい。

質問：告知型は、不正請求が判明した場合だが、事前登録型という制度とは、どのような内容なのか。

同部長：希望する方が事前に市に登録し、第三者がその方の住民票や戸籍謄本等を請求した場合、その事実を登録者本人に通知する制度である。

個人情報流出防止

本市における個人情報の流出防止対応について、次のような質問が行われました。

質問：鎌倉市における個人情報とは、どのようなものを指すのか。

総務部長：鎌倉市個人情報保護条例の規定では、生存する個人に関する情報であり、特定の個人が識別され、または識別され得るものと定義している。

質問：住民票の写し、戸籍謄本などが代理人請求できるが、その代理人が持つべき委任状が確かに本人から委任されたものかの確認方法はどのようにしているのか。

同部長：本人通知制度とは、法に基づく事務ではなく、市町村が独自で行う取り組みのため、市町村により違

いがあるが、告知型は、住民票や戸籍謄本等を第三者が不正に取得したことが判明した場合は、市から本人に通知する制度である。

質問：告知型は、不正請求が判明した場合だが、事前登録型という制度とは、どのような内容なのか。

同部長：希望する方が事前に市に登録し、第三者がその方の住民票や戸籍謄本等を請求した場合、その事実を登録者本人に通知する制度である。

質問：本人通知制度の導入に向けて研究・検討を進めて行く組織の立ち上げが必要と考えるがどうか。

同部長：導入に当たり課題もあるが、先行市の情報収集に努め、県の窓口事務連絡協議会等で協議を進めたい。

同部長：導入に当たり課題もあるが、先行市の情報収集に努め、県の窓口事務連絡協議会等で協議を進めたい。



湘南深沢駅前の事業用地

用語の解説

※印の用語について解説します。高度な知識・技術等が要求される業務を対象に、複数の者から提案された企画等を総合的に評価し、当該事業の目的に最も合致した企画等を有する者を選定する方式。

ウエルネス 深沢地区のまちづくりのテーマでは、「人・都市・社会」として非常に好ましい総合的な健康社会」としている。

包括予算制度 政策的経費、経常的経費に加えて人件費を含めた予算の一定額を各部に配当し、その枠内で各部長等が事業の優先順位をつけ、自主的に予算編成、予算執行の両方を行う制度のこと。平成25年度予算編成において、市民活動部、健康福祉部の2部で試行されており、26年度予算編成から全庁的に導入される。

びみ問題について

本市におけるびみ問題について、次のような質問が行われました。

質問：ごみの戸別収集有料化は、平成26年7月の全市実施に向けて市民に説明してきただと思つが、今定例会に条例提案しなかつたのはなぜか。

市長：市民説明会、パブリックコメント、また、市長選挙にて、多くの市民の方からご意見等をいただいた中においては、戸別収集・有料化の制度内容や本市のごみ行政の現状や課題について理解している人がまだ少ないと感じた。さらなる説明等が必要と判断し、今定例会での提案を見送った。

質問：実施時期を考えると、2月定例会での条例提案しかないと思つが、議会の決議もあり、市民の理解を得られていない中、また説明会をやるということか。

市長：有料化については、受け入れてもいいというご意見を多数いただいた。そうしたことも含めて検討し、今後、できるだけ早い時期に提案していきたいと考えている。

質問：市民には戸別収集と有料化を一緒にやることで、ごみが減ると説明してきただが、別の考えも含めて検討しているのか。

市長：戸別収集と有料化の実施時期も同時ということ以外に、選択肢の幅を持たせて検討しているところである。

質問：そうだと、実施時期も含めた、方針の転換をするということなのか。

市長：方針を変えるという点では、市民に対しては同時に実施するということの説明をしてきたので、その点については、審議会にも意見を聞きながら、最終的に結論を出していきたいと考えている。

可決した決議

議会は、12月10日の本会議において次の決議を行いました。

市民の請願・陳情権を守ることを確認することに関する決議

請願は憲法第16条に定められたとおり、「何人も平穩に請願する権利」として保障されていることを、我々議員も厳に自覚しなくてはならない。また、鎌倉市議会では従来より、陳情も請願と同様に扱い、市民の意見を真摯に傾聴することに努めている。

よって、改めて鎌倉市議会として議員は、憲法を尊重し擁護する義務を負っていることを再確認するとともに、市民が安心して請願・陳情を提出できる環境に資することを決意する。

以上、決議する。

平成25年12月10日

鎌倉市議会

可決した意見書

議会は、地方自治法第99条の規定に基づき、地方公共団体の公益に関することについて、意見書を国会または関係行政庁に提出することができます。今定例会では次の意見書を可決し、鎌倉市議会として関係機関に送付しました。

予防接種法に基づく健康被害者の速やかな救済を求める意見書

予防接種法に基づく予防接種を受けた者が、副反応により健康被害が生じた場合、市町村による給付を受けることができるといった予防接種健康被害救済制度がある。この制度は、その健康被害が接種を受けたことによるものであると国が認定した場合に適用される。

今年4月に改定された予防接種法では、副反応報告制度を法律上に位置づけ、医療機関から厚生労働大臣への報告を義務化している。しかし、本市が申請した審査の実例を見ると、被害者が被害申請を出してから、審査結果に至るまで約1年6カ月もの期間がかかっており、この中でも、国における認定審査会による審査は、数年という長い期間を有する場合があることから、救済決定に至る期間の短縮化が求められているところである。

よって、市民の健康と安全を守るため、国・県においては、早期に下記の対策を講ずるよう要望する。

記

- 1 副反応被害者の立場を考慮し、速やかな救済制度体制の構築並びに相談事業の拡充を図ること。
- 2 予防接種と副反応の因果関係に関して、速やかな調査体制を構築するとともに、情報公開を行うこと。
- 3 任意接種による健康被害者も、定期接種に準ずる手続等申請の簡易化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月19日

鎌倉市議会

要支援者への予防給付を市町村事業とすることに 関する意見書

9月4日、厚生労働省は、社会保障審議会の介護保険部会において、介護保険で「要支援」と認定された高齢者を保険給付の対象から外し、「新しい地域支援事業」に移行する方針を示した。この方針を受け、全国の市町村議会からの意見書が上がったことや多くの関係者からの心配の意見を反映して、厚生労働省は11月14日の社会保障審議会介護保険部会に、「予防給付のうち市町村事業に移すのは訪問介護、通所介護のみとし、訪問看護や訪問リハビリなどは予防給付として継続する」ことを提案した。しかし、訪問介護と通所介護は予防給付の約90%に当たり、要支援外の本質は変わっていない。「新しい地域支援事業」は、「市町村が地域の実情に応じて」行うこととなり、サービス内容は市町村の裁量に任される。

しかし、その費用に、一定の上限が設けられる可能性があり、市町村の介護保険財政や高齢者が受けるサービスの内容、小規模な事業者の経営等に悪影響を及ぼしかねない。

要支援のサービスを利用している高齢者は、歩く力が弱く、判断能力が多少落ちている人のほか、脳梗塞で軽い麻痺が残る人たちである。そのため、掃除や買い物などの家事で本人ができない部分を訪問介護員に手伝ってもらいながら日常生活を送っているほか、通所介護では介護予防を目的とした運動に取り組んでいる。また、認知症の人にとっては、初期の段階で適切なケアを受けることが重症化の予防となっている。

このように、要支援者を対象とした介護予防事業を十分に進めれば、介護が必要な高齢者の増加を抑制することができる。しかし、要支援者の訪問介護、通所介護などを保険給付から外すことにより、高齢者の重症化が進み、介護保険財政の圧迫につながる可能性が生じる。

よって、政府においては、要支援者への予防給付を市町村事業とせず、保険給付を引き続き継続するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月24日

鎌倉市議会

予算の編成について

本市における予算編成のあり方について、次のような質問が行われました。

質問：現在の本市の財政状況をどう判断するのか。

総務部長：市町村の財政状況を客観的に比較する健全化判断比率として四つの指標がある。このうち、平成24年度の実質公債費比率及び将来負担比率の2指標からは、本市の財政状況が早期に健全化を図らなければならぬ基準には達していないと判断できる。

また、財政の自由度を図る指標の一つである経常収支比率は年々悪化しており、財政の硬直化が進んでいる状況にあると思う。

質問：今回全ての部に導入することになった包括予算制度(※)について、各部での予算編成の方法を聞きたい。

例えは災害対策など、市の基本方針として優先度の高い事業がある部局の場合、まずはそれを優先し、他の部分を削減していくことになるのか。

同部長：新たな課題に対して投入できる財源は、ある程度を枠を別に設けているが、ご質問のように、各部局でそのようなやりくりを行うケースも現実的には出てくるものと考えている。

この制度のポイントとして、既存の経費のやりくりの中で工夫・見直しをしなければ余力が出にくいところがあるが、逆に、工夫次第でいろいろな事業に取り組んでいける制度であると考えている。

決して職員の方々のやる気をそぐような制度運用はして

はならないと考える。

質問：そうはいっても扶助費等の待ったなしの部分や、市の基本方針として災害対策など各分野にまたがる事業がある中では、ある意味トツパダウン的な予算編成になる可能性があり、新たな事業に対する職員の知恵やアイデアが生まれてこないと感じるがどうか。

市長：年々扶助費が増加する中、新たな施策に対する予算を見いだせない状況であり、これまでの延長線上でいけば新たなことを行うことは非常に難しい。

そのような状況において、本制度は、各部局で事業の優先度について議論を尽くした上で予算の組み替えを行ったり、各事業に係る人員を見直す中で新たに財源を創出し新たな施策を行うなど、多様なアイデアを生み出すための仕組みとなることを考えている。

鎌倉市議会からのお知らせ

◇かまくら議会だより 音声版・点訳版のご案内
「かまくら議会だより」は、鎌倉朗読・録音奉仕会と鎌倉市点訳赤十字奉仕団のご協力により、音声版(収録テープ)と点訳版を作成しています。ご希望の方は議会事務局議事調査担当までお問い合わせください。

◇請願・陳情の出し方
市民の皆さんの意見・要望を、市議会を通して行政に反映させる制度として請願と陳情があります。請願は1人以上の紹介議員の署名が必要ですが、陳情は不要です。提出に当たっては、所定の様式があるため、事前に議会事務局議事調査担当までお問い合わせください。

提出の締め切り…提出はいつでも可能ですが、定例会初日の前日までに提出された場合はその定例会で審査し、それ以降の提出の場合は次回定例会での審査となります。

鎌倉市議会事務局 議事調査担当

電話：0467(23)3000 内線2448
FAX：0467(23)5825
メール：gikai02@city.kamakura.kanagawa.jp

本会議・委員会映像 公開中です！

鎌倉市議会では、本会議及び各常任委員会等について生中継を行っています(録画映像も見ることができます)。

鎌倉市議会ホームページは こちら！

<http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/gikai/>

または、



